

# 新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業

## 事業概要

- 新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した障害福祉サービス施設・事業所等が、関係者との連携の下、感染拡大防止対策の徹底や工夫を通じて、必要な障害福祉サービス等を継続して提供できるよう支援を行う。
- 障害福祉サービス施設・事業所等において感染者等が発生した場合に備え、職員の応援体制やコミュニケーション支援等の障害特性に配慮した支援を可能とするための体制を構築する。

## 事業内容

- 1. 感染者や濃厚接触者が発生した障害福祉サービス施設・事業所等がサービス提供の継続に必要な経費の支援**  
感染者や濃厚接触者が発生した障害福祉サービス施設・事業所等において、施設・事業所の消毒や清掃に要する費用等、サービス提供の継続に必要な経費を支援する。
- 2. 感染者や濃厚接触者が発生した障害福祉サービス施設・事業所等に協力する施設・事業所等において必要な経費の支援**  
感染者や濃厚接触者が発生した障害福祉サービス施設・事業所等の利用者を受け入れるために必要な人員確保のための職業紹介料や施設・事業所等に応援職員を派遣するために必要な旅費・宿泊費等、協力する施設・事業所等において必要な経費を支援する。
- 3. 今後に備えた緊急時の応援に係るコーディネート機能の確保等に必要な経費の支援**  
平時から、関係団体等と連携・調整し、障害福祉サービス施設・事業所等において感染者や濃厚接触者が発生した場合に、地域の施設・事業所等による支援を行える体制の構築や、コミュニケーション支援等の障害特性に配慮が必要な障害福祉サービス利用者が入院・宿泊療養をすることとなった場合に医療機関又は宿泊療養施設での支援を行うために必要な経費を支援する。

- 国の実施要項などの資料は以下の県ホームページに掲載していますのでご一読ください。  
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syoufuku/corona-keizokusienr3-miyagi.html>

## 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づく高齢者施設等の検査実施要領 (障害福祉施設用)

### 1 目的

高齢者施設及び※障害福祉施設（以下「高齢者施設等」という。）における新型コロナウイルス感染症の感染状況を的確に把握し、必要な感染拡大防止策を早期に実施する。

### 2 検査方法

抗原定性検査（鼻腔ぬぐい液）

### 3 検査対象者

仙台市を除く県全域の障害福祉施設に従事する全ての職員で、サービス種別は、以下のとおり。

※障害福祉施設…障害者支援施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練、療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護

### 4 検査実施の手続き

- (1) 高齢者施設等は、下記「5 申請する前に行う手続き」を必ず確認し、実施体制等を整えた上で、「みやぎ電子申請サービス」で申請する。なお、申請は初回のみとする。【図③】

#### 【障害福祉施設の抗原定性検査 電子申請はこちら】

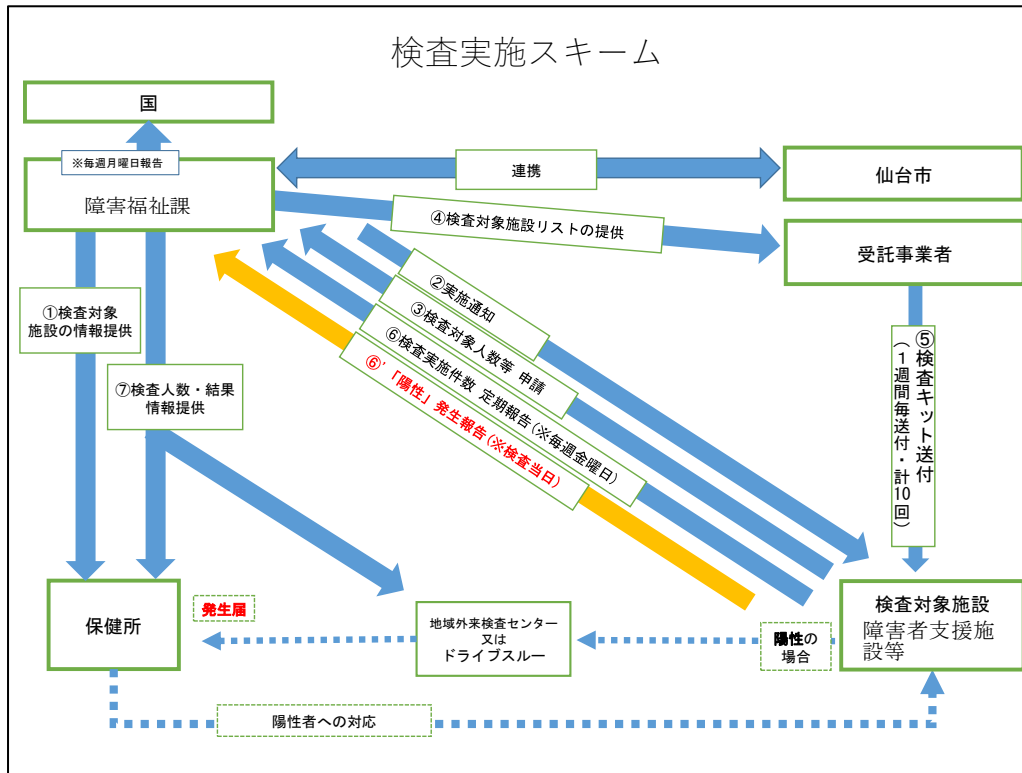
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syoufuku/coronakensa-syougai-miyagi.html>

#### 【検査の申請に関する問合せ先】

022-211-2558

(午前9時から午後5時まで ※土日祝日除く)

- (2) 障害福祉課は、申請のあった施設等に検査キットを送付する。【図⑤】
- (3) 高齢者施設等は、出勤後、症状が現れた職員を対象に迅速（随時）検査を実施する。
- (4) 検査実施結果は、1週間分（前週の金曜日から今週木曜日までに職員が受検した件数）を取りまとめて、毎週金曜日に「みやぎ電子申請サービス」で報告する。【図⑥】
- (5) 検査結果が「陽性」の場合は、別添2のフロー図に基づき、配置医師や連携医療機関に速やかに連絡を行い、再度当該検査の実施や確定診断を行える医療機関を受診するとともに、検査実施状況等を電子メール（[syoufukuun@pref.miyagi.lg.jp](mailto:syoufukuun@pref.miyagi.lg.jp)）にて障害福祉課へ報告する。  
【図⑥'】



※ 市町村・保健所管内の状況によりフローが異なる場合があります。

## 5 申請する前に行う手続き

### (1) 医療機関との連携体制

配置医師又は医療機関との連携により、検体採取等に関する助言を受けることや結果が陽性だった場合に被検者が速やかに受診することが可能な体制を確保する。

### (2) 検査の実施体制

検体採取は、医療従事者の管理下で行うこととする。ただし、医療従事者が常駐しない施設であっても、あらかじめ**検査に関する研修**を受けた職員の管理下であれば行うことができる。

**検査に関する研修**は、厚生労働省がホームページで公開しているWEB教材を使用し、受講後は各施設内で徐行者名簿の管理を行う。

#### 【新型コロナウイルス感染症に関する研修資料】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00270.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html)

### (3) 検査における留意点

以下の内容について、職員と共通理解を図り、適切な感染対策を行う。

- ① 高齢者施設等の職員は、毎日の検温及び症状の有無を確認し、健康観察シート等に記録する。
- ② 本検査は、医療従事者又は検査に関する研修を受けた職員の管理下で、**被検者自身の採取**とする。被検者以外の医療従事者が検体を採取する際には、個人防護具（サージカルマスク、ガウン、ゴーグル、手袋）を準備、着用の上で行う。

※ 「鼻腔ぬぐい液」の採取は、適切な検体採取が行われないと正しい結果が得られない可能性があるため、【検体の採取法】を熟知し、1本の滅菌綿棒（スワブ）で両鼻孔から採取された十分な量の検体を用いることとする。

- ③ 検査結果が「陽性」の場合は、必ず写真を撮影する。個人が識別できるよう施設名、氏名、検査した日時と一緒にテストデバイスを撮影する。また、判定が難しい場合も写真に残し、再度検体を採取する。なお、本検査はスクリーニング検査であり、結果が「陰性」であっても確定診断とはならないため、感染予防策を厳重に取った上で生活する。
- ④ 検査キットは、直射日光を避けて常温保管（2～30℃）とし、凍結しないこととする。
- ⑤ 使用済みの検査キットは、医療用廃棄物として処理する。
- ⑥ ワクチン接種後でも新型コロナウイルスに感染する場合はある。また、ワクチンを接種して免疫がつくまでに1～2週間程度かかり、免疫がついても発症予防効果は100%ではありません。詳しくは、厚生労働省ホームページ「新型コロナワクチンQ&A」参照。
- ⑦ その他、下記資料（長寿社会政策課ホームページ掲載）を参考に速やかな感染対策を行う。
  - ・ よくある質問事項について
  - ・ 高齢者施設におけるCOVID-19抗原定性検査を用いたアドホックサーベイライン
  - ・ 新型コロナウイルス感染症 水際対策 ～施設に持ち込まないために～

## 6 検査頻度

**随時実施。職場に出勤した職員で症状が現れた者を対象に迅速実施する。**  
症状は、微熱を含む発熱、せき、喉の痛み、その他の体調不良とする。

## 7 検査キットの送付

検査キットは、4（1）により申請のあった高齢者施設等に対して段階的に送付する。

## 8 本通知に係る留意事項

本検査は、本人の同意の上で行うものであり、受検を強制するものではありません。事前に施設等で職員本人の了承のもと、申請を行ってください。

なお、申請の手続きは、施設または事業所単位となりますので、職員個人の申請はできません。

## 9 その他

この要領に定めるほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和3年4月16日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月20日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月23日から施行する。

附則

この要領は、令和3年5月6日から施行する。

附則

この要領は、令和3年6月7日から施行する。

附則

この要領は、令和3年6月11日から施行する。

附則

この要領は、令和3年7月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年8月2日から施行する。

附則

この要領は、令和3年9月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年11月1日から施行する。